

## 【協議事項 6】 その他

### 1 高度急性期及び急性期専門部会からの意見

第15回高度急性期及び急性期専門部会（令和6年11月6日）開催結果

○地域医療介護総合確保基金事業補助金の事業内容に関して、以下の意見あり。

地域医療介護総合確保基金事業補助金については、目的「地域医療構想の達成のため、地域において不足している病床の機能への転換のための整備費用等を助成する」の下に3つの補助対象が定められている。

このうち、「高度急性期機能病棟の機能を維持するために必要な経費」については、現在、高度急性期病床が必要量よりも多い圏域の医療機関においてこの経費を認めると、当該圏域の過剰な高度急性期病床数の減につながらないことを危惧するものである。

については、今後県が同補助金の申請案内を行う際は、この点に留意した内容とすることを提案する。

(参照)

資料1 地域医療介護総合確保基金事業補助金（病床の機能分化・連携支援事業）の活用希望について

- 1ページ 病床の機能分化・連携支援事業の概要 <目的> , <補助対象>  
35ページ～ 令和6年度地域医療介護総合確保基金事業補助金概要  
40ページ～ 令和6年度地域医療介護総合確保基金事業補助金【2次募集】概要  
(県保健医療福祉課資料)

### 2 各専門部会における協議結果

第14回部会長等会議（令和6年11月28日）開催結果

### 3 協議する意見（案）

高度急性期及び急性期専門部会からの意見について、調整会議として承認し、県担当課へ提案する。